

| 安城市農業委員会議事録（定例会） |                                                                                       |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時              | 令和５年５月２２日（月）<br>開会 午後２時３０分<br>閉会 午後３時２０分                                              |
| 会 場              | 安城市役所本庁舎３階 第１０会議室                                                                     |
| 委員会を構成する委員数      | 法第８条による委員数 １４名<br>法第１８条による委員数 ２８名                                                     |
| 出席委員数            | 法第８条による委員数 １３名<br>法第１８条による委員数 ２１名                                                     |
| 欠席委員             | 中尾 充紀委員、加藤 日登志推進委員、畔柳 真推進委員、<br>石川 英隆推進委員、杉浦 泰昭推進委員、近藤 正俊推進委員、<br>日下 賢治推進委員、荒木 久寿推進委員 |
| 議長               | 会長 林 茂樹                                                                               |
| 事務局              | 仲道事務局長、大岡事務局課長、杉浦係長、細井主査、曾我主査、<br>今泉主査、青山                                             |
| 議事録署名者           | ６ 都築 英治委員<br>９ 岩瀬 正則委員                                                                |

## 会議の記録

午後２時３０分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名

議事録署名者は６ 都築 英治委員 ９ 岩瀬 正則委員

また、欠席者は２ 中尾 充紀委員 １ 加藤 日登志推進委員 ３ 畔柳  
真推進委員 ８ 石川 英隆推進委員 １６ 杉浦 泰昭推進委員 ２３ 近  
藤 正俊推進委員 ２５ 日下 賢治推進委員 ２７ 荒木 久寿推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第１ 第２３号議案 農地法第３条の規定による申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第１ 第２３号議案、農地法第３条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号１９から２２の計４件です。

申請内容は、売買が３件、贈与が１件です。譲受人の理由は、農耕に精進するため４件です。譲渡人の理由は、高齢により耕作が困難なため１件、相手方の要望によるため３件です。耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しておりまして、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

申請面積につきましては、田５，３００．１２㎡、畑１，０８９㎡、計６，３８９．１２㎡です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第２ 第２４号議案 農地法第４条の規定による申請について及び日  
程第３ 第２５号議案 農地法第５条の規定による申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第２ 第２４号議案、農地法第４条の規定による申請についてご

説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号7の1件で、転用目的は自己用住宅の建築で、転用面積が田498㎡です。

続きまして、日程第3第25号議案、農地法第5条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号45番から50番までの6件です。転用行為別に見ますと、駐車場が2件、分家住宅の建築が3件、住宅敷地の拡張が1件です。

転用面積につきましては、田846㎡、畑1,295㎡、合計2,141㎡です。

今回の申請につきましては小規模かつ一般的なものが多く、1,000㎡を超える案件もないため、案件説明および資料の配布はございません。個別に気になる案件がございましたら後ほどお問い合わせください。

いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周辺農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続きがされていることを確認しております。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、5月15日に、山村京子委員と太田良子委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第26号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について今泉主査から次のとおり説明があった。

日程第4第26号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号4から7の4件です。内容審査及び現地調査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

面積については、田30,868㎡です。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 第27号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画等について

なお、この議案では、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員のものと受けないものとを分けて審議しますので、ご承知ください。

上記の議題について今泉主査から次のとおり説明があった。

それでは、日程第5第27号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規程による農用地利用集積計画等についてご説明申し上げます。

議案1 ページ目の「令和5年度農用地利用集積計画 実施総括表」をご覧ください。

新規に設定する面積が、163,547㎡、期間満了による更新の面積が、764,724㎡、合計928,271㎡です。

2 ページ目から5 ページ目につきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますのですが、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日ご承認いただきましたら、6月15日付で公告させていただきます。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるものから審議します。

まず、山村京子委員の同居の親族が所属する農事組合法人高棚営農組合に関する事項について審議いたしますので、山村京子委員は退席させていただきます。

それでは、山村京子委員に関する集積計画は、議案書の4 ページ目の表の上から2 人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

了承の声がありますので、山村京子委員に関する集積計画は議案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案通り決定させてい

たきます。山村京子委員は入室してください。

続きまして、神谷誠委員が役員を務める農事組合法人研青会に関する事項を審議いたしますので、神谷誠委員は退席していただきます。

それでは、神谷誠委員が役員を務める農事組合法人研青会に関する集積計画は4ページ目の表の上から3人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

了承の声がありますので、神谷誠委員に関する集積計画は議案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。神谷誠委員は入室してください。

続きまして、鶴田晃康委員に関する事項を審議いたしますので、鶴田晃康委員は退席していただきます。

それでは、鶴田晃康委員に関する集積計画は4ページ目の表の上から9人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

了承の声がありますので、鶴田晃康委員に関する集積計画は議案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。鶴田晃康委員は入室してください。

続きまして、鈴木貴士委員に関する事項を審議いたしますので、鈴木貴士委員は退席していただきます。

それでは、鈴木貴士委員に関する集積計画は4ページ目の表の上から10人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

了承の声がありますので、鈴木貴士委員に関する集積計画は議案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。鈴木貴士委員は入室してください。

続きまして、都築英治委員に関する事項を審議いたしますので、都築英治委員は退席していただきます。

それでは、都築英治委員に関する集積計画は4ページ目の表の下から3人目、4人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

了承の声がありますので、都築英治委員に関する集積計画は議案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。都築英治委員は入室してください。

続きまして、杉浦和彦委員に関する事項を審議いたしますので、杉浦和彦委員は退席していただきます。

それでは、杉浦和彦委員に関する集積計画は4ページ目の一番下の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

了承の声がありますので、杉浦和彦委員に関する集積計画は議案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

続きまして、私が代表を務める有限会社林ファームに関する事項について審議いたします。よって、議事参与の制限の対象が議長でありますので、職務代理者の14番、太田千尋委員に議長を交代し、私は退席をいたします。では、太田委員、よろしくをお願いいたします。

それでは、林茂樹委員が代表を務める有限会社林ファームに関する集積計画は5ページ目の表の上から8人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

了承の声がありますので、林茂樹委員に関する集積計画は議案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。では、これより再び議長を交代しますので、林茂樹委員は入室のうえ、議長席にお戻りください。

続きまして、岩瀬正則委員に関する事項を審議いたしますので、岩瀬正則委員

は退席していただきます。

それでは、岩瀬正則委員に関する集積計画は5ページ目の表の下から5人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

了承の声がありますので、岩瀬正則委員に関する集積計画は議案どおり決定させていただくことにご異議ございませんか。

異議なしということですので、この部分の集積計画は議案どおり決定させていただきます。岩瀬正則委員は入室してください。

続きまして、これまで審議した部分を除く集積計画について審議いたします。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

全員異議なく了承。

□ 日程第6 第28号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

上記の議題について今泉主査から次のとおり説明があった。

日程第6 第28号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規程による農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。

今回の計画は利用権設定等促進事業として相対による利用権設定を行うものです。

それでは「令和5年度農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業分）実施総括表」をご覧ください。

今回、新規設定を行う面積は、田4,462㎡、期間満了による更新の面積が、田5,957㎡の合計10,419㎡となっております。

次のページにつきましては、実施総括表の明細でございます。明細表につきましては、皆様にご覧いただきたいと思いますと思いますが、説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日ご承認いただきましたら、6月15日付で公告させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第7 報告第5号 専決処分について

上記の議題について青山から次のとおり説明があった。

日程第7報告第5号 専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号24から26の3件です。

転用行為別にみますと共同住宅の建築が1件、倉庫が1件、駐車場の設置が1件です。

面積は、田410.29㎡、畑270㎡の合計680.29㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号28から36の9件です。転用行為別にみますと、住宅の建築が6件、分譲住宅の建築が1件、分譲宅地用地が1件、敷地の拡張が1件です。面積は、田1,386.19㎡、畑1,034.56㎡の合計2,420.75㎡となっております。

続きまして、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号56から57の2件です。解約事由別にみますと、転用するためが1件、自作するためが1件です。面積は、田5,128㎡となっております。

続きまして、現況証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号5から6の2件です。昭和63年に畜舎、車庫及びカーポートを建築し、宅地として利用しているが1件、昭和48年に居宅を建築、昭和57年に居宅の増築及び倉庫を建築し、宅地として利用しているが1件です。面積は、畑517㎡となっております。

最後に、農地改良届についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号2の1件です。改良の種別としましては、田畑転換です。面積は、田341㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について次のとおり説明があった。

## 1、農用地利用計画変更申出について



上記について曾我主査から次のとおり説明があった。

別紙として事前に送付してある資料のA4両面刷りの用紙、農用地利用計画変更申出総括表をご覧ください。

今回、令和5年4月にありました農用地利用計画の変更申出につきましてご説明申し上げます。

申出の内訳は、用途変更が1件、面積は163㎡でした。

用途変更の目的は農業用倉庫が1件です。裏面の状況調書とあわせてご確認ください。

なお、現地確認につきましては、5月15日に、太田良子委員、山村京子委員にお申し送りし、実施いたしました。

本委員会でご了承いただくことができましたら、通知書を発行させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、杉浦係長から次のとおり説明があった。

## 2、令和4年度最適化活動の推進の実施状況等について

1ページ、資料1をご覧ください。これは、農業委員会による最適化活動の推進等について、国が定める統一された様式により、活動の目標を設定し、また、活動に対する点検・評価を実施するものでございます。今回、協議事項としておりますのは、令和4年度（昨年度）の活動の実施状況等であり、結果報告となりますので、ご承認いただけますようお願いいたします。

では内容に移ります。まず、1ページについては、令和4年4月現在の農業委員会の状況を各種統計資料などに基づいて記載してございます。

次に2ページの「Ⅱ最適化活動の実施状況」の「1最適化活動の成果目標」につきましては、令和4年度に設定した「①現状及び課題」と「②目標」に対して、新たに「③実績」を記載しております。

まず、2ページの1の（1）農地の集積、③の実績としましては、目標に対する達成状況（これは集積率の達成率を示しています）が、98.7%であり、わずかに目標には届きませんでしたが、農業委員会の点検結果のコメントとして「目標の集積率には至らなかったが、JAの協力もあり、着実に農地の集積面積は増えている。」としております。

次に（２）遊休農地の発生防止・解消については、対象がございませんので数値の記載はしておりませんが、３ページ中段あたりの、農業委員会の点検結果のコメントとして「農地の利用状況調査等の実施により、遊休農地につながる不耕作地等の所有者に指導し、遊休農地の発生を防止することができている。」としております。

次に（３）新規参入の促進についてですが、４ページの③実績としましては、目標に対する達成状況（これは新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積の達成率を示しています）が１４５．８％であり、農業委員会の点検結果のコメントとして「畑や樹園地に係る担い手不足の解消や新規参入者の参入促進を実施するために、農地所有者から同意を得た農地情報の提供ができている。」としております。

次に、４ページ中段からは、「２最適化活動の活動目標」でございます。令和４年度に設定した「①目標」に対して、新たに「②実績」を記載しております。

「（２）活動強化月間の設定」に係る実績、「（３）新規参入相談会への参加」に係る実績ともに、計画どおり実施できております。

以上を踏まえまして、農業委員会の成果目標、活動目標の点検・評価をした結果、５ページの中下段、目標の達成状況の評語としては、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」としております。

こちらにつきましては、令和４年度分の点検・評価より新たに設けられた項目であり、皆さんの成果目標、活動日数目標に対する達成状況に応じて、やむを得ず分類したものです。分類として「期待を大幅に上回る結果が得られた」から「期待を下回る結果となった」までがあり、その人数が分かれておりますが、その理由としては、皆さんの活動記録をもとに活動日数を集計しておりますので、その差が分類に反映したとご理解いただきたいと思います。

事務局としましては、引き続き最適化活動の推進に取り組んでいただきますようご協力をお願いいたします。

なお、令和４年度の活動日数を集計しましたところ、平均として７．９５日でございます。したがって、令和５年度の活動日数の目標を７日を上回る日数とする必要がございますので、８日に訂正させていただきます。

最後に６ページですが、「Ⅲ事務の実施状況」では、農業委員会の会議の開催実績、農地法第３条の許可実績等を記載しております。

本日ご承認をいただきましたら、令和４年度の最適化活動の推進の実施状況等を市の公式ウェブサイトで公開をし、県へ提出したいと考えております。

この件について、説明は以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

### 3、生産緑地の買取希望者の調査依頼について

資料は、7から10ページまでの資料2でございます。

市の都市計画課に買取り申出のあった生産緑地で、公共施設用地として市及び関係機関に買取希望の照会を行った結果、希望がなかった案件がございました。この申出案件について、生産緑地法第17条の2の規定により、農業委員会に買取希望者の調査についての依頼がございましたので、営農を希望される方が取得できるよう、調査のご協力をお願いします。

申出のあった生産緑地は、2件でございます。

まず、1件目は7ページ、●●町の実産緑地で、面積は917㎡、買取希望価格は●●円と伺っております。所在地は8ページに示しております。

次に、2件目は9ページ、同じく●●町の実産緑地で、面積は448㎡、買取希望価格は●●円と伺っております。所在地は10ページに示しております。

これらの2件は隣接する農地であり、2件を合わせて500㎡以上の一団の実産緑地の区域として指定されております。つきましては、これらの2件の農地を農業従事のため買取りを希望される方がいらっしゃいましたら、6月15日までに事務局へご連絡くださるようお願いいたします。

説明は、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

#### 1、前期粘土採掘場の現地調査について

11ページ資料3をご覧ください。この現地調査というのは、粘土採掘現場における事故防止や、適切な現場管理が行われているかなどを確認することを目的としまして、毎年、春と秋に実施しているものです。今回は、6月8日（木）に実施する予定をしており、調査箇所数は、11か所、総面積で6万4,000㎡余りでございます。

次に調査員としましては、推進委員3名、事務局3名、愛知県職員1名、合計7名を予定しております。推進委員には、神谷喜幸推進委員・稲垣英男推進委員、太田俊夫推進委員の3名に方に、既に事務局担当者からその旨のお願いをさせていただいております。

次に、調査事項といたしましては、「5」のところにありますように、工事期間、道路・水路の保全状況、災害防止対策の実施状況などでございます。調査終

了後は、参加された推進委員、愛知県職員、事務局で結果を分析いたしまして、問題があると判断した場合には、施工事業者には是正を求めていくこととなります。

その結果につきましては、後日の定例会にて報告をさせていただきます。

## 2、生産緑地の買取希望者の調査結果について

先月の定例会におきまして、市に買取申出のありました●●町の生産緑地につきまして、買取希望者の調査をお願いさせていただきましたが、その結果、買取りを希望される方は、みえませんでしたので、その旨の報告をさせていただきます。

## 3、全国農業委員会会長大会及び研修会

5月30日（火）に、全国農業委員会会長大会が東京都の文京シビックホールで開催されますので、会長にご出席いただき、事務局は私、杉浦が随行させていただきます。また、同日に地元選出国會議員等との意見交換を行い、翌日31日には、現地研修会が予定されております。

## 4、配付物

のうねん5月号をお手元に配付しましたので、ご活用ください。

## 5、次回予定

今回は、定例会後に懇親会を予定しておりますので、通常よりも開始時間を変更して開催します。

午後3時より第9会議室にて運営委員会を開催し、午後4時より定例会を開催いたします。そしてその後は、午後5時30分から「すず岡」にて懇親会を開催しますので、ご出席くださるようお願いいたします。欠席される場合はご連絡いただきますようお願いいたします。

連絡報告事項は以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時20分、議長は閉会を宣する。